

加賀藩京都藩邸に関する一考察

—その成立と構造を中心に—

千葉 拓真

はじめに

(1) 京都藩邸研究の現状

近世に存在した全ての藩がそうであったわけではないが、多くの藩は江戸や大坂とともに京都に藩邸を有し、屋敷の管理をはじめとした様々な職掌をこなすために留守居を常駐させていた。この京都留守居は、朝廷関係の儀礼や公家らとの交際、京都に駐在する幕府役人や他大名屋敷の留守居、出入りの商人などとの交渉を取り仕切る涉外役として理解されている。だが、京都留守居に関する研究の手薄さが指摘されており、京都藩邸そのものについての研究もごくわずかである。⁽¹⁾しかし、京都留守居および京都藩邸に関する研究が全く存在しないわけではない。

それらは、①京都留守居の職掌に関する研究、②近世国家における

京都の位置付けの解明を試みた研究、③近世初期の京都武家屋敷に関する研究、④幕末政局における京都留守居らの活動の前提として、近世の京都留守居や京都藩邸に言及した研究に大別される。

①の代表的なものとしては、明和年間の秋田藩上方詰本方奉行の役割を明らかにすることを目指した加藤昌宏氏の研究がある。⁽²⁾氏は秋田藩の在京奉行の日記を史料として検討し、上方詰本方奉行には、御館入、町奉行所などの借銀交渉、大坂銅座との交渉を中心とした役割が課せられ、資金調達を円滑に行い、借銀あるいは返済の負担などを軽減し、上方町人との結びつきを維持することが求められたとする。

②の代表的なものとしては、近世国家における直轄都市、とりわけ三都の具体的機能の一端を示すものとして、各藩にとつての京都の位置づけについて検討するため、秋田藩を事例に、近世初期の呉服所に注目した杉森哲也氏の研究が挙げられる。⁽³⁾氏は各藩の京都藩邸は買得屋敷であり、町人がその管理に関与していたこと、豊臣政権期下での交際・儀礼のため、呉服および他の手工業製品の調達の比重が増し、

呉服所と藩主および重臣との交遊が深まることを指摘した。そして京都商人との関係は当初武器の調達から生じ、呉服や儀礼関係商品の調達や装束作法などの教示へと次第に重点が移って行ったことを述べ、年貢米の販売や必需品の購入を必要不可欠とする藩と、その中心地としての京都が存在し、そして実際にそうした機能を果たしていたのは、呉服所を初めとした御用商人であったとした。

③の代表的なものとしては、徳川初期京都における武家屋敷の性格を論じた藤川昌樹氏の研究がある。氏は徳川初期の京都における武家屋敷を「宿」という類型を基本とするものであったと考えることができるとし、「宿」は町屋敷へ依存することを前提とした類型であったこと、また「宿」建設のために町奥型屋敷地を配置する都市計画を幕府が行う一方で、諸藩による町屋敷の買得を幕府が認めたことが理由となっており、「宿」は町人地内部に成立することになったため、通常城下町において確認される城郭を中心とした武家地の構成はほんの小規模なものにとどまることになったと論じた。そして京都の「宿」は上洛という国家行事があつてこそ存在意義があつたのは確かであるとされた。

④については、仙台藩の京都留守居を維新时期における情報収集システムという視点から検討した難波信雄氏の研究がある。氏は幕末以前の京都留守居について、江戸留守居（公儀使）とは職制系統が異なり、民政・財務を担当する財政方を本務として設置された役人であったこと、仙台藩近江領の支配、儀礼用品や手工業品の買い付け、公家や他大名の京都留守居、幕府の京都派遣役人との折衝や儀礼的交際を役割として挙げ、幕末期には京都留守居に情報収集役としての役割が期待されたことを明らかにした。

そして宮下和幸氏は幕末期における加賀藩京都詰の実態解明を目指す中で、幕末以前の京都詰人および京都藩邸について言及し、寛文元（二六六）年に京都の三条河原町に、呉服所三宅庄兵衛を地主名義として屋敷を構え、以後幕末まで存続したこと、京都屋敷詰人は寛政六（一七九四）年四月以降会所奉行から任命されていたこと、算用や商人への利息支払いなどの財政面、在京藩士の人事や行動管理、朝廷、公家、他藩との応接や物資の購入、在大津藩士や蔵屋敷の管理、大津における蔵米の売却などの職務を担当していたとし、文久三（一八六三）年に京都警衛命令が出されたことを契機に、藩兵を在京させるようになった加賀藩は、彼らの統率役として家老を京都に派遣し、次第に家老の発言力が増大したことを指摘した。⁵⁾

また近年では、近世における京都屋敷の変遷や幕末における京都屋敷の拡充などの過程を、絵図などを利用して解明することを試みた研究も行われつつある。⁶⁾

そうした中、拙稿においても加賀藩の京都藩邸および京都詰人に関する言及し、大名にとって京都という都市は、物資の調達や畿内における領地の支配や財政管理、学問に関する情報の収集、公家や門跡との交際、京都や西国の寺院との儀礼などとともに、江戸を中心とする武家との交際などにおいても一つの中心軸として機能したことを論じた。⁷⁾

（2）京都藩邸研究をめぐる課題と論点

まず京都藩邸の留守居を頂点とする構成員や機能、藩政機構全体における位置付けなどを総体的に論じた研究はほとんど存在しないという点が課題としてあげられる。①は秋田藩における上方詰本方奉行の

職掌と藩政における位置づけを論じているが、本方奉行の全体像と藩政における位置づけを明らかにしないまま上方詰のみを検討し、江戸詰や久保田の本方奉行との関係も未検討であるため、上方詰本方奉行の役割の解明として不十分である。加えて京都藩邸や大坂蔵屋敷の組織や構成員についての分析も行われていないため、京都藩邸や大坂蔵屋敷の機能分析も不十分である。②・③は近世初期の検討にとどまっております、京都藩邸の内部や他地域の藩政機構との関係についても目配りが無い。④の両氏の研究においてはこうした点を克服する視点も提示されているが、幕末期に関心の軸が存在するため、幕末以前の京都藩邸についての検討は概説的な記述にとどまっている。

ほかに重要な論点となるのは、江戸や上方、そして国元における藩の機構と京都藩邸との関係である。各藩の京都藩邸と近江領支配との関係については若干言及されているが、各藩が大阪において蔵屋敷や領地の支配と京都藩邸との関係、そしてその藩政における意義はほとんど未解明である。他に年貢米の売却や借財など、藩にとつての経済活動の中心地である大坂蔵屋敷と京都藩邸との関係、京都藩邸と国元における藩制機構との関係についても同様である。こうした国元や江戸、上方における藩政機構との関係は、京都藩邸、ひいては大名家における京都の位置づけの解明にもつながる論点である。

加えて各藩の京都藩邸の多くは、江戸屋敷の多くが拝領地であったこととは異なり、町人を名代とした買得屋敷であったことを杉森氏は指摘しているが、京都藩邸の周辺をとりまく町および町人との関係、都市京都における京都藩邸の位置づけに関する検討は、近世初頭に限られている。藤川氏が指摘したように、京都藩邸の役割が町人との関係維持へとその機能の比重を移したと考えるならば、初期以降もこう

した問題の検討は重要である。

他には京都留守居および京都藩邸の役割とその性格の変化に関する問題がある。藤川氏は近世初期から近世中後期への京都藩邸の性格変化を、杉森氏は近世初期から中期における呉服所の性格変化について述べており、近世の政治の中心地が上方から江戸へ移ったことによる京都藩邸の性格の変化が想定される。そして宮下・難波両氏は幕末における京都留守居および京都藩邸の新たな側面に注目し、藤川氏は幕末における京都藩邸の拡張を指摘している。これらの研究から考えると、京都藩邸および京都留守居（京都詰人）の性質や藩政における京都の位置づけに関する変化を想定することができる。これも重要な論点である。

最後に、京都藩邸に関する研究において必要となるであろう、江戸屋敷や大坂蔵屋敷との比較において、重要な視角を提示している研究について述べておきたい。

一つは「藩邸社会」論である。これは吉田伸之氏が都市江戸に関する研究の中で提唱したものであり、氏は都市社会の中で「大名屋敷とこれが磁極となつて形成される磁界のような社会構造」を「藩邸社会」と定義した。そして加賀藩本郷邸に関する分析から、大名屋敷は「御殿空間」と「詰人空間」という二元的な構造を持ち、外部との関係においても、①諸大名・旗本・寺社等との関係、②藩邸と江戸の町人社会との関係、という二つの位相があるとした上で、「藩邸社会の中核である大名藩邸は、生産・流通を直接担う都市的要素をそれ自体のうちに全く欠いており、または、そうした都市性を内化せしむるだけの開放性を有していなかった」ため、「国元や、あるいは江戸の都市社会⇨町人地社会に全面的に依存するほかなかった」と論じた。⁹⁾こ

うした論点を発展的に継承した研究が、岩淵令治氏による江戸の武家地に関する研究である。¹⁰⁾

これらの研究は、近世の都市社会、特に江戸や地方城下町の社会構造の分析に関心をおいた研究であり、吉田伸之氏は江戸Ⅱ巨大城下町という認識を示している。しかし、「藩邸社会」論が江戸藩邸という、武家屋敷の中でも特殊な存在の分析に拠っているという点を考えた場合、安易に地方城下町や江戸以外の直轄都市における武家屋敷の分析に援用することは出来ないと考ええる。例えば京都の場合、二条城や各藩の京都藩邸をはじめ、多くの武家屋敷が存在したが、大名にとつて政治や交際の中心地であった江戸、経済の中心地であった大坂、そして国元の城下町と京都とでは、藩邸が持つ機能や藩政における位置づけは大きく異なっていると考えられる。

しかし加賀藩をはじめとして、京都藩邸の多くが買得屋敷であり、呉服所と呼ばれる出入の商人がその管理に深く関与していたように、屋敷外部の町人社会との関係が重要であり、また別の位相として公家社会や幕府役人、他藩の藩邸や留守居との関係が考えられる。従つて、こうした「藩邸社会」論を、京都と江戸および地方城下町との差異に留意しながら、京都藩邸研究に援用していくことは有効な方法であるう。

江戸や地方城下町と並んで重要な比較対象となるのは、諸藩が大坂においていた蔵屋敷である。大坂の蔵屋敷については、近年の都市社会史の動向の中で、蔵米の販売に止まらない大坂蔵屋敷の機能やあり方と、空間構造の統一的把握を通じて、大坂の都市社会に大坂蔵屋敷を位置づける視点が生まれ、森下徹氏が萩藩の大坂蔵屋敷を事例として、蔵屋敷の機能や性格を、その位置の変遷や蔵米の販売方法の変化

などから検討している。¹²⁾ 京都藩邸においても、大津の蔵屋敷や近江領の支配および年貢米の売却といった機能があり、京都所司代や京都町奉行との関係、都市社会とのつながりなどの要素を加えた検討が求められる。しかし、京都藩邸に関する史料の発掘や事例の蓄積が圧倒的に不足しているため、大坂蔵屋敷に関する研究の段階に到達するためには、まずこうした点の改善が求められる。

以上を踏まえた上で、加賀藩京都藩邸の成立とその構造について、現時点で可能な限り、考察を加えて行きたい。

一、文字資料と絵図に見る加賀藩京都藩邸

各藩の京都藩邸については、京都の観光案内書などの出版物や幕府側の記録、京都の町絵図などに記されているケースが存在する。例えば著名な京都の観光案内書であり、何回も版を重ねた「京羽二重大全」および「新增京都羽二重大全」¹³⁾には、諸大名の屋敷や留守居、呉服所（御用達）が記載されている。版ごとに加賀藩の京都藩邸に関する記載を抜き出して列記すると、

○「宝永京羽二重大全」（宝永二年）―加賀宰相「屋敷河原町三条上ル式丁目」

○「京羽二重大全」（天明四年）―松平加賀守「屋敷河原町二条下二丁目」

○「京羽二重大全」（明和五年）―松平加賀守「屋敷河原町二条下ル式丁目」

○「京羽二重大全」（延享二年）―松平加賀守「屋敷河原町二条下ル式丁目」

○「改正増補京羽二重大全」(延享二年)―松平加賀守「屋敷河原町二条下ル式丁目」

○「文化増補京羽二重大全」(文化)―加賀中將斉広卿「屋敷河原町二条下二丁目」

○「新增京都羽二重大全」(文化七年)―加賀中將斉広卿「屋敷河原町二条下二丁目」

となっている。宝永二(一七〇五)年の「宝永京羽二重大全」には河原町三条上る二丁目の屋敷が加賀藩の京都藩邸として記載されているが、天明から文化期の版では河原町二条下る二丁目の屋敷が京都藩邸として記載されている。「京羽二重大全」および「新增京都羽二重大全」に加賀藩邸として記載されている屋敷は、各版につき一ヶ所ずつである。また元治年間の京都の観光案内書である「都羽津根」⁽¹⁴⁾には「加賀中納言殿 屋敷河原町二条下二丁目」が加賀藩の京都藩邸として記載されており、ここでも記載されている屋敷はこの一ヶ所である。ここで「京羽二重大全」の全版を確認すると、萩藩邸の位置が「河(川) 原町二条下ル町」もしくは「河原町二条下ル二丁目」と記載されており、これは加賀藩邸の北側にあたる。そして対馬藩邸の位置は「河(川) 原町三条上ル」と記載されており、これは加賀藩邸の南側に当たる。つまり、河原町二条下るから河原町三条上るまでの間に、萩―加賀―対馬の順に、三つの藩邸が存在したことになる。加賀藩邸の位置記載は「河原町三条上ル二丁目」から「河原町二条下ル二丁目」に変化しているが、どちらの場合でも「河原町二条下ル町」の萩藩邸と、「河原町三条上ル町」の対馬藩邸の間に存在することになる。従って、北から萩・加賀・対馬という各藩邸の位置関係は変わらない。つまり、「京羽二重」に記載されている「河原町三条上ル二丁目」の

加賀藩邸と、「河原町二条下ル二丁目」の加賀藩邸は、表記は違っても同一の屋敷であったと考えられる。

また幕府役人に関する記録にも、京都における大名屋敷が記載されている。享保年間に成立した『京都御役所向大概覚書』の「京都大名屋敷・拝領地并買得屋敷之事」という項目では、「松平加賀守」の屋敷は「河原町姉小路上ル町」に存在し、「間口拾三間、裏二而式拾九間、裏行五拾間」であること、買得屋敷であり、笹屋半右衛門という人物が「名代」であることが記されている。⁽¹⁵⁾『京都御役所向大概覚書』の記述は、「京羽二重」などと場所の記載が異なるが、「河原町姉小路上ル町」は「河原町三条上ル二丁目」とほぼ同じ場所であり、「京羽二重」に記載された加賀藩邸と同一の屋敷であると思われる。

ここでも記載されている加賀藩邸は一ヶ所である。そして『京都御役所向大概覚書』では、対馬藩邸が「河原町三条上ル式丁目」、萩藩邸が「河原町二条下ル町」に存在したとしており、加賀藩邸の北に萩藩邸、南に対馬藩邸が存在したことになる。これは「京羽二重」の記載と一致する。

さらに「京町奉行所書留」⁽¹⁶⁾という史料では、元禄年間における加賀藩の京都藩邸について「一川原町二条下ル」と記しており、これ以外に加賀藩邸の記載はない。そして萩藩邸は「河原町二条下ル北屋敷」、対馬藩邸は「河原町三条」と記載されており、この史料においても加賀藩邸の北に萩藩邸、南に対馬藩邸が存在するという位置関係になっている。

こうした観光案内や幕府の記録以外にも、京都の町絵図に各藩の京都藩邸の記載される場合がある。以下、いくつかの京絵図を素材に、加賀藩の京都藩邸に関する記載について見ていきたい。

○「新撰増補 京大絵図」(貞享三年) — 「松平加賀守 百二万二千七百石」

↓河原町姉小路上る、北に「同やしき」(萩藩邸)、その北に萩藩邸、南は角倉市之丞屋敷

○「元禄十四年実測大絵図」(元禄十四年) — 「松平加賀守」

↓河原町姉小路上る(下丸屋町)、北に萩藩邸(二ヶ所)、南に對馬藩邸

○「新板増補京絵図」(宝永六年) — 「松平加賀守」

↓河原町姉小路上る、北側に萩藩邸、南側に對馬藩邸

○「増補再板京絵図」(寛保元年) — 「松平加賀守」

↓川原町二条下ル三丁メ

↓河原町姉小路上る(下丸屋町)、北に萩藩邸(二ヶ所)、南に對馬藩邸

○「天明六年京都洛中洛外絵図」(天明六年) — 「松平加賀守」

↓河原町姉小路上る(下丸屋町)、北に萩藩邸(二ヶ所)、南に對馬藩邸

○「改正京町絵図細見大成」(天保二年) — 「加州ヤシキ」

↓河原町姉小路上る、北側に萩藩邸(二ヶ所)、南側に對馬藩邸

以上のように、ほとんどの絵図では、加賀藩邸は「松平加賀守」・

「松平加賀守殿」といった名称で呼ばれている。各絵図において、加賀藩の京都藩邸はそれぞれ一ヶ所のみが記載されている。これらの絵図によれば、加賀藩邸は北側に二ヶ所存在する萩藩邸と、南側の對馬藩邸によって挟まれ、河原町姉小路の北(下丸屋町)に位置していたことが分かる。

「増補再板京絵図」(寛保元年)には、各藩の藩邸一覧(「諸大名御

知行京御屋敷所附)が付されており、「右御屋敷其所々ニしるすといへとも、猶又見分よきたためニ悉ク此所にあつめ印スもの也」とある。

加賀藩の場合は「松平加賀守 百二万三千七百石 川原町二条下ル三丁メ」と記されており、「京羽二重」などの記載と位置に若干ズレがある。

しかし、「松平長門守」⇨萩藩邸は「川原町二条下る」で加賀藩邸の北側に位置し、「宗対馬守」⇨對馬藩邸は「川原町三条上ル丁」で南側に位置しており、「京羽二重」や幕府側の記録と一致している。

なお「諸大名御知行京御屋敷所附」では、薩摩島津家や安芸浅野家のように、二ヶ所以上の屋敷が記載されている場合もあり、必ずしも各藩につき屋敷が一つしか記載されないというわけではなく、加賀藩の京都藩邸は一ヶ所であるという絵図作成者の認識が表れている。

こうした絵図や出版物、幕府の記録などに加賀藩邸として記載されている屋敷は、「河原町三条上ル二丁目」もしくは「河原町二条下ル二丁目」と記載される一ヶ所のみである。こうした観光案内や幕府役所の記録、絵図類などの記載は、加賀藩による屋敷所有の実態をどこまで反映しているのだろうか。この点について、以下の史料を用いて検討していきたい。

二、京都藩邸の形成過程

加賀藩の京都藩邸の成立については、明治期に日置謙氏や前田侯爵家編輯方によって言及されているが、史料の根拠が示されていないため、ここで改めてその成立について史料から明らかにしていきたい。

史料一…寛文元（一六六一）年条「雁見新令」（『加賀藩史料』第三編）

一是歳京師三条河原町に宅地を買て旅館を建、公方家朝參奉供^{マツ}の時の為也、伊藤内膳重正奉之、呉服所三宅庄兵衛を以地主とす、先是二条油小路の公邸は廢之（後略）

この史料には、①加賀藩の京都藩邸は、寛文元（一六六一）年に町人地を買得して建設されたこと、②將軍家が参内する際に供奉するときに用いられる藩主の旅館であったこと、③呉服所の三宅庄兵衛が地主であったこと、④かつて二条油小路にも屋敷が存在したが、廃止されたことが書かれている。しかし、この史料は後世の編纂物であり、以下に述べるように誤記が見られる。現段階では以下にあげる史料二が、加賀藩が京都に所有した屋敷とその来歴について知りうる最も古い史料である。

史料二…『加賀藩史料』第八編 明和四年十一月条「京都御屋敷沽券状之事」

家屋敷之事 沽券状三通有

一ヶ所二軒役 河原町通下丸屋町東側

表口十三間一尺九寸 南隣服部屋五郎兵衛

裏行十五間 北者道筋

右家屋敷買得□□□敷儀に而沽券状無之、私方名代を以買請、

松平加賀守様御屋敷に相成、私名代相勤候儀相違無御座、此度沽

券状御改に付御割印奉願候、尤右家屋敷に付、他所より出入指構

毛頭無御座候、以上

明和四年亥十一月

松平加賀守様町名代

菱屋次郎兵衛

年 寄 越後屋庄右衛門

五人組 塩屋四郎兵衛

五人組 井筒屋半兵衛

五人組 万屋三郎兵衛

右之通御座候、以上

山内勝助

町代 早川喜八郎

家屋敷之事

一ヶ所七軒役 河原町通二条下る二丁目東江入塗師屋町南側

表口二十二軒^{（ママ）} 東者上車屋町境

裏行十五間 西者下丸屋町境

右家屋敷、万治三年子三月家数七軒に而代銀三十一貫八百目に、私名代を以買請、加州御屋敷所持相違無御座候、此度沽券状御改に付御割印奉願候、尤右屋敷沽券状無御座候得共、他所より出入構致儀毛頭無御座候、以上

明和四亥年十一月

松平加賀守様町名代

菱屋次郎兵衛

年 寄 神告屋与平次

五人組 小玉屋善七

五人組 近江屋平右衛門

五人組 植野屋久兵衛

右之通御座候、以上

山内勝助

家屋敷之事

町代 早川喜八郎

役数七軒

河原町通三条上る二丁目東江入町

役数三十六軒

上車屋町

葉鐘屋町

右両町家屋敷、万治三年子三月役数之通、私名代に而松平加賀守殿屋敷地に買請、当地私名代に而諸役相勤申儀相違無御座候、此度沽券状御改に付御割印奉願候、以上

年寄

明和四亥年十一月

名代 菱屋次郎兵衛

右之通御座候、以上

山内勝助

町代 早川喜八郎

史料二は、明和四（一七六七）年に町奉行の指示によって町代による沽券状改めが行われ、加賀藩邸の名代である菱屋次郎兵衛らから町代へ沽券状改めの割印を求めている史料である。史料二から、①加賀藩は明和四年の時点で、(1)「河原町通下丸屋町東側」、(2)「河原町通二条下る二丁目東江入塗師屋町南側」、(3)「河原町通三条上る二丁目東江入町」の計三ヶ所の屋敷を、加賀藩の敷地として、呉服所の菱屋次郎兵衛を名代として所持していたこと、②(1)の年次は判然としないが、(2)・(3)の敷地は万治三（一六六〇）年三月に、菱屋次郎兵衛が名代として町屋敷を買得したものであったこと、が明

らかとなる。(3)「河原町通三条上る二丁目東江入町」の屋敷は、史料二に「両町屋敷」とあることから、一ヶ所ではなく二ヶ所に分かれていたことがうかがえる。「役数」云々というのは、二つの内一ヶ所の町役が七軒分、もう一ヶ所が三十六軒分であるということであろう。

(3)の屋敷は二つを合わせて一つの屋敷として認識されていたものと思われる。これらが「河原町三条上ル二丁目」あるいは「河原町二条下ル二丁目」の位置に、「松平加賀守」などと表記された、加賀藩の京都藩邸であったと推察される。これまでの検討を地図にすると、●地図（宝永以後）のようになると思われる。すなわち、地図上で二つの萩藩邸と対馬藩邸に挟まれ、複数の町屋敷によって構成されていたのが、加賀藩の京都藩邸であったと考えられる。そして、その周辺の地域は「下丸屋町」と呼ばれていたのである。

史料二から、加賀藩はこの「河原町通三条上る二丁目東江入町」の他にも町屋敷を有していたことが分かる。そして地図をみると、(1)「河原町通下丸屋町東側」と(2)「河原町通二条下る二丁目東江入塗師屋町南側」、そして(3)「河原町通三条上る二丁目東江入町」は互いに近接した場所にあったことがうかがえる。こうしたことから、現段階ではこうした複数の町屋敷によって、一つの藩邸が形成されていたと想定しておきたい。

なお、菱屋次郎兵衛は名代となっているが、当所から加賀藩邸を管理していたのではなく、延宝四（一六七六）年に「京都御屋敷」の「裁許」¹⁹管理の役目が笹屋宇左衛門から菱屋次郎兵衛に変更されたことを示す史料があり、万治三年時点での名代はあくまでも買得に際しての名義貸しのみであった可能性が高い。菱屋次郎兵衛が公的に京都藩邸の管理を行うようになったのは延宝四年以降と考えられる。史

料一では三宅庄兵衛が名代となって買得した事になっているが、三宅庄兵衛は菱屋次郎兵衛の子孫であり、誤記である。

これらの点に関しては、京都詰人に関する定書である「加賀藩京都詰人江相達御定書」⁽²⁰⁾が、寛文元年に奥村河内ら加判役らから発給されており、その中に「三条御屋敷」と「二条屋敷」の名がみえる。この「二条屋敷」が万治三年三月に菱屋次郎兵衛を名代として買得された二条河原町の屋敷を指すのか、二条油小路にあり、廃されたとされる屋敷を指すのか、現時点では判然としない。だが、「加賀藩京都詰人江相達御定書」には「姫前田利常女・東福門院嫡子君 様御召料跡々通可被調上、若御定之外御用被 仰出候者、二条屋敷之者共相談を以調上」と、姫君から規定外の御用があつた場合は「二条屋敷」の詰人による相談で対処すること、そして「小私裁許人方ニ銀子不可預置、三条御屋敷御土蔵へ預ヶ置」とあり、京都屋敷の「小私」に充てる銀を「三条御屋敷」の「土蔵」に収納することが記載されており、寛文元年時点で「二条屋敷」には詰人が存在し、「三条御屋敷」において京都で使用する小私銀を管理していたことがうかがえ、この段階で少なくとも二つの屋敷が機能していたのである。

加賀藩が万治三年の段階で「河原町通二条下る二丁目東江入塗師屋町南側」と「河原町通三条上る二丁目東江入町」を菱屋次郎兵衛の名義で所有しており、「河原町通下丸屋町東側」を含めた、三つの町屋敷が一つの藩邸として機能していたものと思われる。そのため、寛文元年の時点で、二つの屋敷の名前が史料上に登場したと思われる。

そして明和四年の段階では「河原町通下丸屋町東側」の町屋敷も買得しており、加賀藩が京都に所有する町屋敷は少なくとも三ヶ所存在した。この後加賀藩は文化十(一八一三)年九月に「河原町通下丸屋

町之内高瀬川端西側」の町屋敷を買得していることが確認できる。⁽²¹⁾加賀藩が京都において屋敷地を買得する場合、河原町通の通り沿いに集中していることが特徴として挙げられる。この「河原町通下丸屋町之内高瀬川端西側」も明和段階で所有していた三つの町屋敷と近接した位置にあると考えられ、この三つの屋敷とともに、藩邸の一部として機能していたと理解しておきたい。

なお、前田家と公家との「通路」は元禄十一(一六九八)年の二条家との縁組以降、天明期までに増加し、文化四(一八〇七)年には藩主前田斉広と鷹司政熙の息女との縁組が行われ、鷹司家およびその親族である公家らとの「通路」や「両敬」が拡大していくきっかけとなっており、「通路」の拡大は京都との贈答や使者派遣などの増加につながったことが想定される。⁽²²⁾また公家の女性を正室として迎えたことで、加賀藩の江戸上屋敷で京都の品々に対する需要が高まったと考えられ、京都において物品を調達する呉服所や藩士の活動が活発になったと推察される。文化期をはじめとした屋敷地の買得はこうした動向と連動したものであると思われる。

また寛永十一(一六三四)年の家光上洛以後は將軍の上洛が行われなかったが、史料一では、三条河原町屋敷の設立が將軍家の上洛とそれへの藩主の供奉を想定していたものであったとする。この点は五代藩主前田綱紀が享保五(一七二〇)年に上洛した際に「河原町御邸」に入っており(これはどの屋敷を指すのか不明)、この段階では京都藩邸が、藩主が上洛した際の「宿」としての機能を果たしている。

しかしこれ以後は幕末まで藩主が上洛することはなく、幕末に上洛した十三代藩主前田斉泰は河原町の屋敷ではなく建仁寺に宿泊しており、⁽²⁴⁾岡崎村に四三〇三八坪の土地を借りて在京の藩兵の宿舎としてい

るなど、幕末になると河原町通周辺の屋敷地は拡張されず、新たな拠点を借りる形で加賀藩は幕末の情勢に対処したのである。

三、文化年間における河原町三条屋敷の構造とその特質

加賀藩関係の史料の中に、現段階では京都に存在した藩邸の屋敷図は発見できておらず、所在地や建物の軒数以外の情報は明らかではない。しかし、「河原町三条上ル」(以下、河原町三条屋敷という)に関しては、文化十二(二八一五)年段階での構造をうかがい知ることができる史料が存在する。それが史料三「京都御屋敷歩数等大概図り、惣歩数千四百坪斗」⁽²⁶⁾である。これは、会津藩主松平容衆の江戸留守居から、加賀藩の江戸屋敷へ「京都表御屋敷」の構造と面積について問合せがあり、京都に詰めていた会所奉行へ問合せの上、会津松平家へ返書とともに送られたものである。

史料三「京都御屋敷歩数等大概図り、惣歩数千四百坪斗」

京都御屋敷歩数等大概図り、惣歩数千四百坪斗

- 一、御玄関・御使者之間等并御用番奉行小屋、惣坪数六拾坪斗
- 一、西御門御長屋、拾五間斗
- 但、内御歩横目并留書足輕暨小遣小屋
- 一、御土蔵 四ツ
- 但、内戸前^五
- 一、南御門・北御門・東御門
- 一、非番奉行小屋、式拾式坪斗
- 一、御算用者兩人小屋、惣坪数拾四坪斗

- 一、式間四方充之厩、式ツ
- 一、御土蔵番所、式ヶ所
- 一、詰人足輕小屋、壹ヶ所

但、拾式坪斗

- 一、式間四方之牽屋、壹ヶ所
- 一、御屋敷内井戸、六ヶ所
- 一、并足輕番所、壹ヶ所
- 一、右同断東中足輕番所、壹ヶ所
- 一、菓鐘町入口惣門口様番人定番小者小屋^所
- 一、外廓高瀬川木屋町入口中御門
- 一、御屋敷前名目、河原町三条上ル所与唱申候、
- 一、同横右側、塗屋町与唱申候、
- 一、同左側、菓鐘町与唱申候、
- 一、同後側、高瀬川越ル木屋町与唱申候、

右之通二覚居申候事

十二月

岡田求馬

土師左膳

御手紙致拜見候、嚴寒之砌弥御安全被成御勤仕珍重奉存候、然者此方様京都表御屋敷御座敷向等惣間数御内々御承知被成度、委曲御書中之趣致承知候、其筋相糺候処、名者御抱屋敷二而河原町三条上ル所二而到而御手狭御座候、都而御屋敷向等御建物無御座、詰人居住之処二御使者引受之御玄関・御使者之間迄有之候、右之外詰人居居之下屋敷少シ有之候、右様承知可被下候、貴報迄如此御座候、以上

十二月

(松平家留守居)
土屋長蔵様

岡田十郎左衛門

(「江戸毎日書立書拔」)

史料三から、①「河原町三条上ル所」が屋敷の名称であったこと、②京都奉行をはじめ、御歩横目や留書足軽(書記役)、算用者、門番などの小者などが居住する「小屋」、各門や「土蔵」及びそれらを警護する番所が存在していたこと、③それらの総合面積が一四〇〇坪ほどであったこと、が明らかとなり、書状の中で、④この屋敷が「抱屋敷」であり、手狭であること、⑤「御屋敷向等御建物」＝儀礼などに使用される建物は存在せず、京都詰藩士の居住空間の中に使者の接待を行う玄関や部屋が存在したこと、が述べられている。

まず小屋は①用番奉行、②歩横目・留書足軽・小遣、③非番奉行、④算用者、⑤詰人足軽、⑥定番小物の六つが存在し、番所は土蔵の番所と二か所の足軽番所が存在する。

そしてこの河原町三条屋敷には東西南北に門があり、「外廓」に「高瀬御門」という門が存在する。西門には十五間ほどの長屋があり、その中に監査役である徒横目と書記役である留書足軽が詰める小屋が併置されている。そして屋敷の正面は「河原町三条上ル所」、右側は「塗屋町」、左側は「葉鐘町」、後ろ側は「高瀬川越ル木屋町」と呼ばれていた。

加賀藩の河原町三条屋敷の場合「都而御屋敷向等御建物無御座、詰人居住之處ニ御使者引受之御玄関・御使者之間迄有之」とあるように、「御使者之間」・「玄関」といった儀礼などが行われる空間は、用番奉行の小屋＝詰人の居住スペースと同一の建物にあり、儀礼などを行う

建物が単独で存在していなかったことをうかがわせる。

もう一つ重要な点は四つの「土蔵」の存在である。これは河原町三条屋敷が蔵屋敷としての性格を持っていたことをうかがわせる。この河原町三条屋敷の「土蔵」は、前掲の「加賀藩京都詰人之御定書」に「大坂より御土蔵へ入候金銀員数可聞届事」とあることから、大坂から送られた銀が収納される蔵であると考えられる。算用者や「御土蔵番所」も存在していたことから、文化年間にも実際に蔵として機能していたことがうかがえる。また正保三(一六四六)年に加賀藩から大津の菱屋源次へ送られた覚書の中に「御米払庭帳之上に、御横目以印判銀子取立、如跡々月々に京都御蔵屋敷へ相渡、切手可取置事」とあることから、近世前期にはすでに大津の年貢米が換銀され、月ごとに京都の蔵屋敷へ収納されていたことがわかる。こうした点から、「河原町三条上ル所」が蔵屋敷としての機能を有し、財政上の拠点であったことがうかがえる。

このように、加賀藩の京都藩邸は同江戸上屋敷とは異なり、儀礼などが行われる建物が単独では存在せず、詰人の居住スペースと同一の建物にあつた。また、土蔵を抱えるなど、京都藩邸が蔵屋敷としての性格を有していたことがうかがえる。しかし、「御屋敷向等御建物」は存在していなくとも、「御使者之間」などの存在から、使者への対応などの儀礼的な役割も求められていたといえる。

おわりに

断片的な史料からではあるが、加賀藩京都藩邸の変遷や構造について分析を行ってきた。

加賀藩の京都藩邸は、万治三年の段階で菱屋次郎兵衛を名代として購入された複数の町屋敷がベースとなって構成されていたと考えられ、以後文化年間までに河原町通り沿いに計四ヶ所の町屋敷を所有した。

寛文元年には「三条御屋敷」と「二条屋敷」が機能しており、藩邸である「河原町三条上ル所」は、文化年間に一四〇〇坪の敷地を有した。

その構造分析から、大坂や大津などから送られる銀を収納していたと思われる「土蔵」が存在するなど、京都藩邸は財政上の拠点であり、蔵屋敷としての性格を有していたこと、儀礼や政務を担うスペースが単独では存在しないこと、しかし同時に儀礼的な役割も求められていたことがうかがえる。これらの点についてはさらに事例を積み重ね検討していく必要があるが、こうした点に京都藩邸の特徴、そして江戸藩邸との相違があったと考えられる。

しかしこうした河原町通りの藩邸は、幕末には藩主の「宿」としての機能を喪失し、建仁寺や岡崎村に借地をすることで、加賀藩は幕末の情勢に対処した。

今回の検討はあくまで試論であり、なお多くの事例収集と緻密な史料の読解が求められる。現時点では困難であるが、そうした作業を通じて、江戸や大坂との比較、そして藩政全体における京都の位置づけの解明が可能となると考えている。今後は藩の儀礼および交際や金融構造の根幹を支える、畿内における藩政機構の機能や銀および米の管理・運用の実態、各藩の京都留守居どうしの関係、京都藩邸や呉服所が都市京都において果たす役割、そして大坂や大津の蔵屋敷と京都との関係などについて、なお検討が求められる。

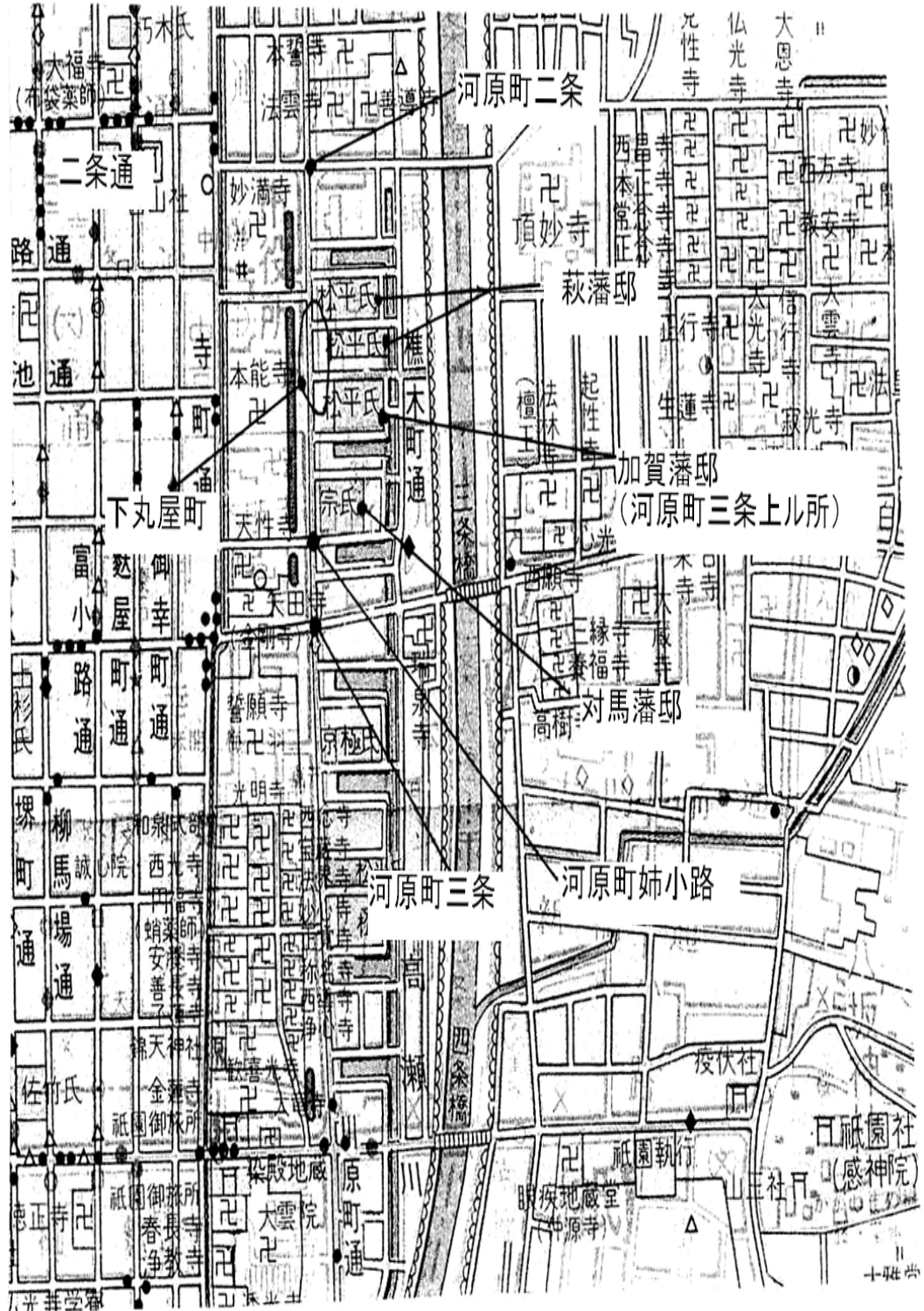
註

- (1) 難波信雄「仙台藩の京都留守居と遊歴生―維新期の情報収集システムと関連して―」『日本歴史』七二三、二〇〇八。
- (2) 加藤昌宏「秋田藩上方詰本方奉行の役割について」『国史談話会雑誌』三六、一九九五。
- (3) 杉森哲也「呉服所と京都―秋田藩を事例として―」『年報 都市史研究』七、一九九九。
- (4) 難波前掲論文。
- (5) 宮下和幸「幕末期における加賀藩京都詰の実態とその意義」『日本歴史』六九六、二〇〇六。
- (6) 阿部裕樹「幕末期鳥取藩京都藩邸の所在と拡大」『鳥取地域史研究』一二、二〇一〇、藤川昌樹「土井家京都邸の構成とその変遷」『泉石』九、二〇一〇。
- (7) 拙稿「京都における加賀前田家の儀礼と交際」『加賀藩研究』一、二〇一一。
- (8) 杉森前掲論文。
- (9) 吉田伸之「巨大城下町―江戸」(岩波講座『日本通史』近世五一九九五)、一五二―一五九頁。
- (10) 岩淵令治『江戸武家地の研究』塙書房二〇〇四。
- (11) 塚田孝『近世の都市社会史』青木書店一九九六。
- (12) 森下徹「萩藩大坂蔵屋敷の成立」(塚田孝編『身分的周縁の比較史』清文堂出版二〇一〇)。
- (13) 以下断らない限り、「京羽二重大全」および「新增京都羽二重大全」については、京都府立総合資料館所蔵本に依拠している。
- (14) 加越能文庫 特一六・八四―一四(金沢市立玉川図書館近世

史料館蔵)。

- (15) 『京都御役所向大概覚書』上巻 清文堂一九七三 一三七頁。
- (16) 東京大学総合図書館蔵 G二七―八〇三。
- (17) 今回使用した京絵図は全て『慶長昭和京都地図集成』柏書房一九九四に所収されている。
- (18) 日置謙『加能郷土辞彙』北国新聞社一九五六、『加賀藩史料』編外一七二―一七四頁。
- (19) 『加賀藩史料』第四編 延宝四年九月十九日条「国事雑抄」五〇七頁。
- (20) 石川県立歴史博物館所蔵文書日一八六六。
- (21) 『加賀藩史料』第一編 文化一〇年九月二十六日条「内外国事記」。
- (22) 拙稿「加賀藩前田家における公家との交際」『論集きんせい』三二―一〇一・前掲「京都をめぐる加賀前田家の儀礼と交際」。
- (23) 『加賀藩史料』第六編 享保五年四月十五日条「政隣記」。
- (24) 徳田寿秋『前田慶寧』北国新聞社二〇〇六。
- (25) 『加賀藩史料』編外「岡崎邸」一七三頁。
- (26) 「文化十二年十二月 京都屋敷歩数等大概」(金沢市史編さん委員会編『金沢市史 資料編四』金沢市二〇〇一)。
- (27) なぜ会津藩から問い合わせがあったのか、については現時点では不明である。
- (28) 『加賀藩史料』第三編 正保三年八月十七日条「国初遺文」。

●地図（宝永以後）



*京都市『京都の歴史6 伝統の定着』（学芸書林1973）「別添地図」より作成